

第1934回埼玉県教育委員会定例会

- 1 日 時 令和4年7月14日（木） 午前10時開会
午前11時37分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 高田教育長、石川教育長職務代理者、戸所委員、坂東委員、小林委員、首藤委員、古垣教育総務部長、石川県立学校部長、石井市町村支援部長、大山市町村支援部副部長、田中県立学校人事課長、阿部市町村支援部参事兼小中学校人事課長、松本文化資源課長、佐藤魅力ある高校づくり課長、県立学校人事課永島主任管理主事
案浦書記長、岩崎書記、原口書記、森田書記
- 4 会議の主宰者 高田教育長
- 5 会 議
- (1) 前回議事録の承認
- o 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - o 高田教育長が、小林委員を議事録の署名者に指名した。
- 全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定
- (2) 議事
- 第53号議案 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について
上程
- 田中県立学校人事課長（提案理由、現行規則の内容、改正の内容、施行期日について説明）
- o 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

(3) 報告事項

令和3年度体罰等の実態把握の結果について

田中県立学校人事課長（提出理由、調査の趣旨、調査内容、調査対象期間、調査対象、調査方法、調査結果の概要、県教育委員会等の対応について説明）

石川教育長職務代理者　過去5年間の体罰等発生件数の推移ですが、令和2年度は大幅に減少していますが、コロナ感染症の影響でしょうか。また、コロナ感染症はいったん落ち着いて、体罰の件数は増加傾向にありますが、そういった状況を踏まえて、今後はどのように対応されるのか教えてください。

田中県立学校人事課長　令和3年度の発生件数は18件で、令和2年度から8件増加していますが、令和元年度と比べると17件減少しています。令和2年度は、コロナ感染症の影響で休校期間と部活動の自粛があり、児童生徒と直接接する場面が減少したことが、体罰の件数が減少した要因の一つと考えています。令和元年度と比較し減少しているのは、不祥事防止研修プログラムや定期的に短時間で行っている研修の効果も徐々に出ていると分析しております。

石川教育長職務代理者　様々な取組を実施していることは理解していますが、令和3年度は結果的に増えていることについては事実としてしっかり受け止め、対応したほうがいいのではないかでしょうか。

田中県立学校人事課長　体罰等の根絶に向けた取組が、教員自らの仕事に対する使命や誇り、また仕事のやりがいや喜びを再認識するきっかけとなるよう、当事者意識を持つような形で研修や会議を通じて、粘り強く指導してまいりたいと考えています。

戸所委員　体罰等の実態調査の体罰の基準は、過去5年間は同じ基準で考えているのでしょうか。

田中県立学校人事課長　そのとおりです。

戸所委員　コロナ感染症の影響もありますが、様々な取組によって体罰が減少傾向にあることは良いことです。6ページの主な態様で「素手でたたく」ことや「蹴る」行為は、振り返ったときに当事者も体罰であったと直ぐに分かりますが、「身体を強く押す」や「正座をさせる」は、体罰をした全ての先生が事後的

に振り返り、これはまずかった、体罰であったと納得、理解しているのでしょうか。

田中県立学校人事課長 体罰等を把握した場合、各学校の校長や教頭の管理職が実態を把握した上で、その場面に応じた指導を行い、再発を防止しています。

戸所委員 体罰を行ったとき感情が抑えられず、身体を強く押す行為でしたが、管理職が指導等をしても、この行為が体罰であると納得、理解できなかつた先生はいたのでしょうか。今回身体を押したつもりではなく、ただ触ったと思ひ続け、本人がこれは体罰であったと認識していないと必ず再発の可能性があると思いますので、今後も指導をお願いします。

阿部市町村支援部参事兼小中学校人事課長 小・中学校で「身体を強く押す」体罰が2件あり、1件は校長等の管理職の指導の結果、本人も体罰であったと理解しています。他の1件は本人から体罰を行つたと自己申告がありました。そのため、いずれも本人が体罰であったと認識したことは確認しています。

県立学校人事課永島主任管理主事 高校と特別支援学校でそれぞれ1件起きており、いずれも校長が指導した後に、自分がやってしまったことは体罰であったと反省し、納得、理解したとの報告を受けています。

戸所委員 体罰をゼロにしていくために、全体として様々な取組を行つた上で、先ほど申し上げた指導を今後も継続してもらえればと思います。

首藤委員 6ページの主な被害で心理的な暴力、身体的な暴力とこれは分かりやすいですが、例えば部活動の指導と称してグランドを10周走らせる、計算ドリルを何度も何度もやり直させるなどは、体罰に当たりますが、そういうたた案件はもしかしたら指導の範囲で収めているものもあるかもしれません。今回の調査でそういうたた案件も出てきている調査なのか、少し疑問に感じる点もあります。指導なのか体罰なのか、認識によってはつきりしない部分もあります。しかし、グランドを10周走らせるることは、教育科学やスポーツ科学的な観点から見て不適切です。そのため、生徒と先生の間に合意形成がされていない案件を吸い上げるために、どのような調査ができるか、アイディアがあれば、教えてください。

田中県立学校人事課長 今回の調査は、記名方式で行われており、体罰について
は、各学校でしっかりと把握をしています。

高田教育長 いわゆる行き過ぎた指導で指導の一環なのか、罰なのか、教員にとつ
ては指導のつもりでやっていることが、児童生徒にとっては身体的な苦痛であ
り、体罰と同様の精神的な苦痛を感じことがあると思います。単に暴力や暴
言だけではなく、それ以外に関してもしっかりと把握し、子供たちが安心して過
ごせる学校づくりが何よりも大事です。先ほどの御指摘も含めて、しっかりと対
応をしていきたいと考えています。

小林委員 6ページに主な態様で「その他」とありますが、内容を教えてください。

阿部市町村支援部参事兼小中学校人事課長 「その他」の内容ですが、椅子に座っ
ていた生徒の足を紐で縛った案件です。

高田教育長 5年間の推移で見た場合、減少傾向にありますが、昨年度に比べ、
ほぼ倍増に近い数字となっています。最終的にゼロにすることが目標であり、
今後も引き続き取り組んでまいります。指導をする上で重要なことは、子供た
ちに対して、怒りをきちんと抑えて指導ができなければなりません。そのこと
をわきまえないと、感情の赴くままに怒りをぶつけ、体罰として表面化したも
のが大半だと思います。アンガーマネジメントについては、専門家の指導も頂
き、研修等を取り入れていますので、今後も引き続きしっかりと対応していくた
いと考えています。

(4) 次回委員会の開催予定について

7月28日（木）午前10時

<非公開会議結果>

第54号議案 埼玉県社会教育委員の任免について
社会教育法及び埼玉県社会教育委員に関する規則の規定に基づき、埼玉県立図書館協
議会委員の職を解くとともに、補欠の委員を任命することを決定しました。

第 5 5 号議案 埼玉県生涯学習審議会委員の任免について

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律及び埼玉県生涯学習審議会条例の規定に基づき、埼玉県生涯学習審議会委員の職を解くとともに、補欠の委員を任命することを決定しました。

第 5 6 号議案 埼玉県立近代美術館協議会委員の任免について

博物館法及び埼玉県立近代美術館協議会条例の規定に基づき、埼玉県立近代美術館協議会委員の職を解くとともに、補欠の委員を任命することを決定しました。

第 5 7 号議案 退職手当返納命令処分について

元特別支援学校講師の男性に対して、既に支払われた一般の退職手当等の全部の返納を命ずる処分を決定しました。

第 5 8 号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った県立蕨高等学校の男性教諭（35 歳）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

【協議事項】

次の事項について、協議を行いました。

協議事項 魅力ある県立高校づくり第 2 期実施方策（案）について